

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月12日

【四半期会計期間】 第57期第1四半期(自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)

【会社名】 株式会社 吉野家ホールディングス

【英訳名】 YOSHINOYA HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 河村 泰貴

【本店の所在の場所】 東京都北区赤羽南一丁目20番1号

【電話番号】 03(4332)9700(代表)

【事務連絡者氏名】 グループ企画室長 松尾 俊幸

【最寄りの連絡場所】 東京都北区赤羽南一丁目20番1号

【電話番号】 03(4332)9700(代表)

【事務連絡者氏名】 グループ企画室長 松尾 俊幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第56期 第1四半期連結 累計期間	第57期 第1四半期連結 累計期間	第56期
会計期間		自 平成24年 3月1日 至 平成24年 5月31日	自 平成25年 3月1日 至 平成25年 5月31日	自 平成24年 3月1日 至 平成25年 2月28日
売上高	(百万円)	39,901	42,537	164,599
経常利益又は経常損失()	(百万円)	416	403	2,460
四半期(当期)純損失()	(百万円)	126	497	364
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	27	349	106
純資産額	(百万円)	45,016	42,526	43,390
総資産額	(百万円)	96,570	94,833	91,338
1株当たり四半期(当期)純損失金額()	(円)	246	968	710
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	45.1	44.1	46.8

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の外食業界におきましては、消費マインドに改善の兆しがみられるものの、企業間における顧客獲得の競争は激しさを増しており、当業界を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況で推移いたしました。

このような環境の中、当社グループでは、各社の成長促進に向けて、スピードのある意思決定を可能とする組織基盤を固めてまいります。また、今まで拡大してきたアジア市場を維持しつつ、中国での成長戦略の実施、米国事業の再構築に着手し、当社グループの成長の新たな原動力を育ててまいります。

そして「多様な人材を取り込み、その人材が実力を十二分に発揮できて、正当な評価を受ける」という企業文化を強化するための促進元年として、多様性を促進していくためのインフラ整備と人事交流をスタートし、あわせて長期的視点に立った人材育成のための研修・教育制度を構築してまいります。

当第1四半期連結累計期間の連結売上高は、前年と比べ26億35百万円増加し、425億37百万円となりました。利益につきましては、原材料価格の高止まり等の影響から連結営業損失7億56百万円、連結経常損失4億3百万円、連結四半期純損失は4億97百万円となりました。

連結売上高	425億37百万円	(前年同四半期連結売上高	399億1百万円)
連結営業損失	7億56百万円	(前年同四半期連結営業利益	3億4百万円)
連結経常損失	4億3百万円	(前年同四半期連結経常利益	4億16百万円)
連結四半期純損失	4億97百万円	(前年同四半期連結四半期純損失	1億26百万円)

セグメント概況につきましては、次のとおりであります。

国内吉野家

国内吉野家は、前期に引き続き、「価値創り」「環境創り」「構造創り」を実践してまいります。「価値創り」とは魅力ある商品とサービスの創造、「環境創り」は、お客様がより利用しやすい店舗レイアウト創りや出店戦略を推し進めます。そして「構造創り」によって、ビジネス構造をゼロリセットし、新しいビジネス構造を構築してまいります。今年4月には吉野家の大切にしている価値観である「うまい、やすい、はやい」を実践するため、牛丼を平成16年の販売休止時と同じ価格に改定するとともに「吉野家史上最高のうまさへ」の訴求に向け、全国規模での販売促進活動を行いました。今後も中長期的な吉野家の新しい価値の創造を目指した商品創りを行ってまいります。また、新たな店舗モデルを実現するための「環境創り」につきましては、今後、郊外店舗はドライブスルーを標準設置とし、家族連れや女性客での利用を考えた店舗・設備の開発を続けてまいります。

これらの活動の結果、当第1四半期連結累計期間においては、売上高は228億43百万円と増加したものの、主要原材料の高止まりや、重点的に広告宣伝費を投下した結果、セグメント損失は6億63百万円となりました。店舗数は、5店舗を出店し、9店舗を閉鎖した結果、1,189店舗となりました。

国内吉野家売上高 228億43百万円（前年同四半期 売上高 211億73百万円）
国内吉野家セグメント損失 6億63百万円（前年同四半期 セグメント利益 4億97百万円）

海外吉野家

海外吉野家は、中国を中心とした出店が引き続き順調に推移したものの、売上高は28億22百万円、セグメント損失は1億13百万円となりました。

店舗数は、中国大陸23店舗（福建1店舗、深？2店舗、北京15店舗、遼寧3店舗、内モンゴル1店舗、黒龍江・吉林1店舗）、台湾2店舗、シンガポール2店舗、インドネシア1店舗、タイ3店舗、米国1店舗を開店いたしました。合計32店舗を出店し、5店舗を閉鎖した結果、604店舗となりました。

海外吉野家売上高 28億22百万円（前年同四半期 売上高 24億44百万円）
海外吉野家セグメント損失 1億13百万円（前年同四半期 セグメント損失 90百万円）

京樽

京樽は、「お客様にもっと満足いただける店作り」をテーマに据え、接客・販売力の強化、QSC（品質・サービス・清潔さ）の維持向上に取り組めます。また、現場力のさらなる強化を目的にフィールドトレーニング室を3月に新設し、真にお客様に向けた営業のできる店長を育成してまいります。テイクアウト事業では、江戸前鮎を販売する「すし三崎港」、外食事業では、特急レーンやタッチパネルオーダーシステムを駆使し、鮎をスピーディに提供する「SMART SUSHI」を中心に出店を行うことで新たな価値を創造してまいります。

これらの結果、売上高は59億68百万円、セグメント利益は7百万円となりました。店舗数は、11店舗を出店し、7店舗を閉鎖した結果、334店舗となりました。

京樽売上高 59億68百万円（前年同四半期 売上高 62億15百万円）
京樽セグメント利益 7百万円（前年同四半期 セグメント利益 95百万円）

どん

どんは、全業態で「肉(29)の日」のキャンペーンをスタートし、更なる集客の強化を行ってまいります。また、「ステーキのどん」では、ステーキ食べ放題のチャンピオンを決定する「どんキング決定戦!」を開催して、“食事の楽しさ”を提供してまいります。「フォルクス」では前期からの老朽化店舗の改装による集客、新規顧客開拓を継続し、「どん亭」では、寿司・そばを全店に導入することでしゃぶしゃぶ業態の活性化を図ってまいります。また、3月には大阪・心斎橋に「パスタリアーノ」を開店し、これまでとは違う立地でのパスタ業態の検証も行っています。一方で、グループ商品本部の本格稼働により、牛肉の調達面でのコストシナジーを発揮し、一層の収益改善に努めてまいります。

これらの結果、売上高54億97百万円、セグメント利益90百万円となりました。店舗数は、1店舗を出店した結果、173店舗となりました。

どん売上高	54億97百万円(前年同四半期 売上高	52億14百万円)
どんセグメント利益	90百万円(前年同四半期 セグメント損失	1百万円)

はなまる

はなまるにつきましては、今年を健康元年とし、健康をテーマとしたメニュー開発のほか、原材料まで遡った「はなまる」しか作れない素材開発を実施してまいります。また、マーケットポテンシャルの高い路面店出店の再開とともに、社員食堂など新規チャネルの開発を実施してまいります。

また、3月より「コクうまさラダうどん」を定番メニューとして販売を開始いたしました。1日に必要とされる緑黄色野菜の半日分と1日分を選ぶことができ、健康志向のお客様から好評をいただいております。加えて4月からはうどんメニューに使っている麺を、すべて食物繊維を練り込んだ麺に切り替えました。

これらの結果、売上高45億31百万円、セグメント利益2億68百万円となりました。店舗数は、12店舗を出店し、5店舗を閉鎖した結果、334店舗となりました。

はなまる売上高	45億31百万円(前年同四半期 売上高	39億8百万円)
はなまるセグメント利益	2億68百万円(前年同四半期 セグメント利益	1億58百万円)

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ34億95百万円増加し948億33百万円となりました。負債は、前連結会計年度末に比べ43億58百万円増加し523億7百万円となりました。純資産は、前連結会計年度末に比べ8億63百万円減少し425億26百万円となり、自己資本比率は、前連結会計年度末比2.7ポイント減少し44.1%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社は、株主の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、グループ企業価値向上への取組みおよびコーポレートガバナンスの充実強化のための取組みを以下のとおり実施しております。これらの取組みは、上記1の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の実現に資するものであると考えております。

(1) 当社の企業価値向上に向けた取組み

当社の経営理念および経営体制

当社グループは、主に外食に関わる事業を展開しておりますが、当社グループの経営理念である『For the People』（すべては人々のために）には、企業活動を通じて国や地域を越えた世界中の人々のために貢献し、かけがえのない存在になりたいとの強い思いが込められており、企業は社会の公器として永続的に企業価値を高め、社会の構成員として世の中に貢献し続けていくことが重要であると考えております。それを具現化するための事業活動の指針となる6つの価値観「うまい、やすい、はやい」「客数増加」「オリジナリティ」「健全性」「人材重視」「挑戦と革新」を、当社グループ各社の役員・従業員が行動指針として共有し実践していくことで、ステークホルダーの期待に応え、信頼される企業となるべく取組んでまいります。

そのための経営体制として、純粹持株会社体制を採用し、グループの経営機能と執行機能を分離しております。当社は、より高度な専門性と情報力をもった集団として、グループを取り巻く環境変化にフレキシブルに対応できる経営戦略の策定や経営資源の最適配分を行い、事業会社では、事業活動に特化した迅速かつ機動的な業務執行を行うことで、グループ全体としてのシナジーを高め、競争力および効率性を向上させ、企業価値の最大化に努めてまいります。

グループ企業価値向上に向けた取組み

これまでの外食産業モデルと、今後30年の外食産業を取り巻く環境やお客様のニーズは異なることが予測され、我々のビジネスモデルも新しくする必要があります。それには、あらゆる視点でビジネスの再構築を図るため、中期的に以下の3点を主たる重点施策としております。

() プレゼンスの向上とクオリティアップ

お客様が当社グループに対して期待する商品価値やサービス水準等、すべての品質において、高い競争優位性を保ち続ける存在になるべく店舗運営力ならびに商品力の一層の強化を図ってまいります。

() グループ体質の更なる強化

当社が中心となり、更なるシナジーを発揮するため、事業会社各社の製造・購買および物流までの一元化を目指し、また、間接業務の集約化や店舗開発業務の共有等、グループ機能の最適化を図ることで、グループ全体の収益性向上に取り組んでまいります。

() グローバル成長戦略

吉野家事業に加え、グループ全体で、海外事業展開を急拡大してまいります。特に成長が著しい中国をはじめとするアジア諸国に今後は一層注力し、アジアを代表する外食企業として、圧倒的なプレゼンスを確立してまいります。

当社グループは、これらの諸施策を着実に実行することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に向上させるとともに、法令遵守ならびに企業倫理の重要性を認識し、社会から信頼され、尊敬される企業となるため、経営の効率性、健全性および透明性を高めることが重要な経営課題であると考えて取り組んでおります。

そのために、株主の皆様をはじめ、お客様、従業員、お取引先、地域社会等、様々なステークホルダーとの良好な関係の維持・発展に努めるとともに、株主、投資家の皆様に対し、迅速かつ積極的な情報開示に努め、経営の透明性を高めてまいります。

会社の機関の内容および内部統制システムの整備状況

当社の取締役は、毎月開催される取締役会をはじめ、グループ全体の各種経営会議等において、活発な議論や意見交換を行っております。監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成され、毎月1回開催されております。監査役は、毎回取締役会に出席し、適宜適切な意見を表明することで、監査役による牽制機能を果たしております。

また、当社は、執行役員制度を導入しており、代表取締役による指揮のもと、権限委譲と責任の明確化により、経営スピードを向上させる取り組みを行っておりますが、取締役会がこれを選任、監督いたしております。

当社グループのリスク管理の体制といたしましては、「グループリスク管理規程」を定め、当社グループ各社の事業リスクについて、四半期単位でグループリスク管理委員会を通じて取締役会に報告がなされており、グループの全社的なリスクの把握と評価および管理を行っております。当社グループの主要な事業リスクである「食の安全」を確保する体制に関しては、専門部署を設置し、衛生管理・品質管理についての指導を店舗・工場で実施しているほか、外部検査機関による定期的な衛生点検も実施しております。

また、グループ各社の役員と従業員の行動規範の羅針盤として「グループ行動憲章」を定め、法令遵守と企業倫理の徹底を図っております。さらに、規範違反に対する従業員からの内部通報窓口を各社ならびに当社に設け、自浄作用を高めております。

このような経営体制において、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、ステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社および当社グループの企業価値を将来にわたって最大化させることが、ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ．株式の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)導入の目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、平成23年5月26日開催の第54期定時株主総会において、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を継続することを決議しております。

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、社外監査役、または社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者)で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

ロ．本プランの概要

本プランは、いわゆる「平時導入の事前警告型」で、その概要は以下のとおりであります。

- ・当社発行の株式等について、保有割合が20%以上となる大規模買付行為を行うことを希望する買収者等は、当社に対して、事前に意向表明書および大規模買付等に対する株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提出していただきます。
- ・当社取締役会は、買収者等から必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、提供された情報に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から十分に評価、検討するほか、交渉、意見形成および代替案立案を行います。
- ・取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、独立委員会は、買収者等や取締役会から情報を受領した後、必要に応じて評価、検討を行い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。
- ・独立委員会は、その判断の客観性、合理性を担保するため、取締役会から独立した機関として設置され、当社経営陣から独立した社外有識者等で構成されます。
- ・買収者等が、本プランに定める手続を遵守しない場合や提案内容が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会の勧告により、取締役会が、対抗措置の発動、不発動を決定いたします。

- ・本プランの対抗措置として、新株予約権の無償割当を行う場合、買収者等は、当該新株予約権を行使できないという行使条件を付すものであります。その他当社が、買収者等以外の株主の皆様から当社普通株式と引き換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条件を付す場合もあります。

八．本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成23年5月26日開催の定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されます。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されます。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

前記 および の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本プランにおいて対抗策が発動される場合としては、大規模買付者等が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合のほか、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しており、対抗策の発動・不発動の決定は、あくまでも当社の企業価値・株主共同の利益の観点から決定されるものでありますので、基本方針に沿っており、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

また、対抗策の発動・不発動の決定にあたり、取締役会の恣意性を排除し、判断の客観性、合理性を担保するため、当社経営陣から独立した社外者で構成される独立委員会を設置し、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。この点からも、株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,600,000
計	1,600,000

(注) 平成25年4月15日開催の取締役会決議において、平成25年9月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき100株の割合で分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する旨、決定しております。当該株式分割に伴い、平成25年9月1日を効力発生日として発行可能株式総数を160,000,000株とする定款変更についても、平成25年4月15日開催の取締役会および平成25年5月29日付の第56期定時株主総会において決議しております。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年7月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	662,405	662,405	東京証券取引所 (市場第一部)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	662,405	662,405		

(注) 平成25年4月15日開催の取締役会決議に基づき、平成25年9月1日を効力発生日として、普通株式を1株につき100株の割合で分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する旨、決定しております。効力発生日までに発行済株式数の変動がなかったと仮定した場合、株式分割後の発行済株式数は66,240,500株となります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年3月1日～ 平成25年5月31日	-	662,405	-	10,265	-	11,139

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 148,423		
完全議決権株式(その他)	普通株式 513,982	513,982	
単元未満株式			
発行済株式総数	662,405		
総株主の議決権		513,982	

【自己株式等】

平成25年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株吉野家ホールディングス	東京都北区赤羽南 1 - 20 - 1	148,423		148,423	22.41
計		148,423		148,423	22.41

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年3月1日から平成25年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年3月1日から平成25年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,244	15,978
受取手形及び売掛金	2,757	3,099
商品及び製品	2,388	3,341
仕掛品	52	15
原材料及び貯蔵品	2,147	1,941
その他	2,659	3,134
貸倒引当金	5	2
流動資産合計	24,242	27,508
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	25,354	25,828
その他(純額)	13,382	13,496
有形固定資産合計	38,737	39,324
無形固定資産		
のれん	1,685	1,634
その他	2,390	2,270
無形固定資産合計	4,076	3,905
投資その他の資産		
投資有価証券	999	1,031
差入保証金	15,440	15,431
繰延税金資産	1,037	947
その他	7,006	6,871
貸倒引当金	202	186
投資その他の資産合計	24,282	24,094
固定資産合計	67,095	67,324
資産合計	91,338	94,833

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,116	5,472
短期借入金	11,630	13,922
1年内返済予定の長期借入金	5,235	5,109
リース債務	800	747
未払法人税等	382	195
賞与引当金	1,212	1,818
役員賞与引当金	116	50
株主優待引当金	206	345
資産除去債務	19	14
その他	7,394	8,486
流動負債合計	31,115	36,162
固定負債		
社債	750	750
長期借入金	9,534	8,951
リース債務	1,091	1,152
退職給付引当金	591	594
資産除去債務	2,363	2,387
その他	2,501	2,307
固定負債合計	16,832	16,144
負債合計	47,948	52,307
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,265	10,265
資本剰余金	11,139	11,139
利益剰余金	41,105	40,094
自己株式	18,089	18,089
株主資本合計	44,421	43,410
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4	3
為替換算調整勘定	1,701	1,560
その他の包括利益累計額合計	1,706	1,563
少数株主持分	675	679
純資産合計	43,390	42,526
負債純資産合計	91,338	94,833

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
売上高	39,901	42,537
売上原価	13,873	15,882
売上総利益	26,028	26,654
販売費及び一般管理費	25,723	27,411
営業利益又は営業損失()	304	756
営業外収益		
受取利息	11	10
受取配当金	0	90
賃貸収入	101	95
持分法による投資利益	97	27
雑収入	143	311
営業外収益合計	353	535
営業外費用		
支払利息	106	92
賃貸費用	83	68
雑損失	50	22
営業外費用合計	241	182
経常利益又は経常損失()	416	403
特別損失		
減損損失	164	158
契約解約損	6	5
特別損失合計	171	164
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	244	568
法人税、住民税及び事業税	504	180
法人税等調整額	129	226
法人税等合計	375	46
少数株主損益調整前四半期純損失()	130	521
少数株主損失()	3	24
四半期純損失()	126	497

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	130	521
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	7	1
為替換算調整勘定	110	170
その他の包括利益合計	103	172
四半期包括利益	27	349
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	40	353
少数株主に係る四半期包括利益	12	4

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日)
減価償却費	1,349百万円	1,351百万円
のれんの償却額	27 "	62 "

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月29日 定時株主総会	普通株式	513	1,000	平成24年2月29日	平成24年5月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月29日 定時株主総会	普通株式	513	1,000	平成25年2月28日	平成25年5月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年3月1日至平成24年5月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)3
	国内 吉野家	海外 吉野家	京樽	どん	はなまる	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	20,729	2,444	6,213	5,208	3,908	38,504	1,397	39,901		39,901
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	443		1	5		451	132	583	583	
計	21,173	2,444	6,215	5,214	3,908	38,955	1,530	40,485	583	39,901
セグメント利益 又は損失()	497	90	95	1	158	659	21	637	333	304

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社5社を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 333百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 797百万円、セグメント間取引消去477百万円、及びのれんの償却額 12百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年3月1日至平成25年5月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)3
	国内 吉野家	海外 吉野家	京樽	どん	はなまる	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	22,453	2,822	5,949	5,457	4,531	41,215	1,322	42,537		42,537
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	389		19	40		449	99	548	548	
計	22,843	2,822	5,968	5,497	4,531	41,664	1,421	43,085	548	42,537
セグメント利益 又は損失()	663	113	7	90	268	411	17	394	362	756

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社5社を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 362百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 724百万円、セグメント間取引消去399百万円、及びのれんの償却額 37百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	246円	968円
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(百万円)	126	497
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失金額()(百万円)	126	497
普通株式の期中平均株式数(株)	513,946	513,946

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年7月4日

株式会社吉野家ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平野 満 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 武 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 出雲 栄一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社吉野家ホールディングスの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年3月1日から平成25年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年3月1日から平成25年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社吉野家ホールディングス及び連結子会社の平成25年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。